

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために
- (一) 乳児期から就学前の支援について
- ア ネウボラに対する区での進捗状況を問う。

【要旨】

昨年の第四回定例会で、北区版ネウボラについての質問に対して、「保健師を現在の業務分担等制から地区担当制に移行して、母子保健コーディネーターを担うことができる体制を整えたうえで、ネウボラを検討する」との答弁があった。その後の検討の進捗状況を問う。

古田 しのぶ

公 明

個 人

十 一

一(一)ア

初めに、乳児期から就学前(まえ)の支援についてのご質問にお答えします。

まず、ネウボラにかんする

検討状況についてのご質問です。

国は、地域子ども・子育て支援事業の中に、

利用者支援事業 母子保健型 を位置づけ、

保健師等の専門職が、

全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、

必要に応じて関係機関と協力して

妊娠期から子育て期にわたるまでの

総合的相談支援を提供する

子育て世代包括支援センターを

全国展開するとしています。

区といたしましては、

他自治体の先行事例を検証し、

検討を開始したいと考えております。

【次頁に続く】

古田 しのぶ

公 明

個 人

十 一

【前頁から続く】

これに先立ち、保健師の活動につきましては、
来年度以降、地区担当制を導入し、
地域の子育て家庭の状況を把握するとともに、
特に支援の必要な方に対して
的確に保健施策、子育て施策に繋げるよう
連携を図ってまいります。

なお、東京都の出産・子育て応援事業の
創設を受けて、
全ての妊婦を対象に
保健師等の専門職が面接を行い、
母親の心身の状況や家庭の状況を
早期に把握する仕組みをつくることについても
検討してまいります。

古田しのぶ

公明

個人

十一

一切れ目のない子ども・若者支援のために

(一) 乳児期から就学前の支援について

イ 妊娠から子育て中の母親を孤立させないために
区とのきずなも生まれる有効な手段として、メール配
信を求める

【要旨】

政府は本年、結婚、妊娠、子ども子育てに温かい社
会の実現を目指して、少子化対策の施策の指針を決定
した。北区も、これに基づき積極的に取り組むことを
望む。妊娠時から子育て中の母親を孤立させないため
に、折々にメール配信することを求める。

一 (一) イ

次に、子育て中の母親を孤立させないためのメール配信について、お答えします。

定期的なメール配信は、初めての子育てで、育児に不安のある母親に安心感を与えるうえで、有効な支援策と考えます。

現在、登録した方に月に一回、子育て支援情報メールを配信していますが、ご提案の妊婦の方や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、発達、子育てサービス等、タイムリーな情報をメール配信することについては、今後の検討課題とさせていただきます。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために
- (一) 乳児期から修学前の支援について
- ウ 宿泊型の産後ケアを整備するべきと考えるが、
見解を問う。

【要旨】

産後ケアは、東京北医療センターや助産院と連携して、宿泊型も整備すべきと考える。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一（一）ウ

次に、産後ケアについてのご質問です。

区では、産後期の心身の疲労や

育児不安が軽減できるよう

産後の早い時期に

母体と育児の支援の充実を図るため、

産後デイケア事業を計画事業とし、

今年度より産後デイケア「はあとほっと」の

取り組みに対して支援を行っています。

まずは、産後期の相談支援サービスの実と

連携強化を進めていくための先行事例として、

事業の成果を検証してまいります。

古田しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない子ども・若者の支援のために

(一) 乳児期から就学前の支援について

エ 北区で生まれた子どもが、虐待や経済的な理由などにより、親に育てられない人数は？

古田しのぶ	公明	個人	十一
-------	----	----	----

一 (一) エ

次に、虐待や経済的な理由などによって、親に育てられない子ども的人数についてです。

平成二十六年度北児童相談所が

一時保護した北区の児童数は三十六人であり、そのうち虐待を受けた児童は二十三人です。

一時保護所からの退所先ですが、

乳児院に入所した児童は七人、

児童養護施設に入所した児童は十人、

家庭への復帰等は六人となっています。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために
 - (一) 乳児期から修学前の支援について
- 才 特に支援が必要な妊婦をどう把握しているのか。

【要旨】

妊婦健診未受診者や受診していても気になる妊婦をどう把握しているのか。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一(一)オ

次に、特に支援が必要な妊婦の把握についてです。

妊娠と診断された場合、妊婦の方には

妊娠届を提出していただいております。

保健師は、この妊娠届から、若年や高齢の妊婦、

妊娠・出産・育児について心配がある、

協力をしてくれる人がいない、などの妊婦を把握し、

電話連絡や必要に応じて訪問を行い、

保健・子育てサービスに繋げるなど

虐待や産後うつ等の防止に努めています。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない子ども・若者の支援のために

(一) 乳児期から就学前の支援について

力 預けたい時に利用できる

「一時預かり保育」について見解を伺います。

【要旨】

現在、区の「一時預かり保育」は37の保育園で行なっているが、実際は預けたくても空きが無いことが多い。利用できないことが多い。また、本年3月31日で「ママパパ子育てほっとタイム」事業が終了し、保護者が理由を問わず、1時間とか2時間とか、預けたいときにすぐ利用できるようなサービスはない。NPO、民間団体、株式会社等を支援し、マンションの一室や、商店街の空き店舗等で協働で行なうことも視野に入れ、子育て家庭のニーズが高い、一時預かりの拡充を図るべきと思いますが、区の見解を伺います。

古田しのぶ	公明	代表	十一
-------	----	----	----

一(二)カ

次に、預けたい時にすぐ利用できる

「一時預かり保育」についてです。

現在、保育園で行っている一時預かり保育には、

緊急保育と一時保育があります。

いずれも保育園の空き状況を活用して行うもので、

近年の待機児童数の増加が示すとおり、

利用が困難であったり、できない場合が増えていきます。

一時預かり保育につきましては、

北区子ども・子育て会議においても

非常に強い要望があると認識しております。

今年度から開始した

子ども・子育て支援新制度の中でも

ファミリー・サポート・センター事業が地域子ども・

子育て支援事業に位置付けられており、

新たに、国が多様な保育や子育て支援分野に関して

(次頁に続く)

古 田 し の ぶ	公 明	代 表	十 一
-----------	-----	-----	-----

(前頁より続く)

必要となる知識や技能等を習得するための

全国共通の研修制度を創設し、

この研修制度を終了した者を

「子育て支援員」とすることを打ち出しております。

区といたしましては、この制度を活用し、

ファミリー・サポート・センターの会員の

資質向上を図るとともに、新たに会員の養成を図り、

一時預かり保育事業の充実についても

取り組みたいと考えています。

古田しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない子ども・若者の支援のために
(一) 乳児期から就学前の支援について
キ 病児保育の実施について見解を伺います。

【要旨】

病児保育について、板橋区ではお迎えサービス付き、も行われている。保育園、幼稚園等から子どもの体調が悪くなり保護者がお迎えに行くことが困難な時、医師会病院や帝京大学病院などの看護師がタクシーで迎えに行き、病院で保育するというものです。北区でも東京北医療センターと連携し、このような事業を実施することについて見解を伺います。

古 田 し の ぶ

公 明

個 人

十 一

一(一)キ

次に、病児保育の実施についてです。

病児保育につきましては、

北区中期計画に位置付け

平成二十八年度一カ所整備の方向で

東京北医療センターと検討を進め準備をしています。

サービス内容についても、

今後の打ち合わせの中で協議をしてまいります。

なお、当面はこの四月より開始した

訪問型病児・病後児保育利用料補助制度の

一層のPRを図ってまいります。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない 子ども・若者の支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

ア (ア) 多様なスタッフの積極的な配置

(イ) 福祉的な支援が必要な家庭を、

相談支援等につなぐ北区の状況

(エ) 問題を抱えた家庭の担任の把握

と情報共有、スクールソーシャルワーカー

などと連携した伴奏型の支援体制の構築

【要旨】

国では、「チーム学校」という考え方で、学校の教育力を高めるとともに地域の中核として、子どもたちの育成に取り組もうとしている。積極的に多様なスタッフを配置すべきでは。福祉的な支援が必要な家庭を相談支援等につなぐ北区の状況は。川崎の事件で、学校は子どもの生活状況や校外での交友関係を十分に把握していなかったがスクールソーシャルワーカーなどと連携した伴奏型の支援体制の構築はできているのか。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一 (二) ア (ア) (イ) (エ)

教育委員会の所管にかかわるご質問に

順次お答えします。

はじめに、学齢期から青年期の支援については、
ご質問です。

まず、学校の力を高めることについては、
北区の学校におきましては、

従前よりスクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー、

家庭と子どもの支援員など

積極的に外部スタッフを配置しております。

さらなる充実につきましては、

「チーム学校」の考え方を踏まえ、

検討してまいります。

福祉的な支援が必要な家庭につきましては、
スクールソーシャルワーカーが

【後頁へ続く】

古田 しのぶ

公明

個人

十一

【前頁から続く】

ケースごとに適切な関係機関につなぎ、支援に入っております。

問題を抱えた家庭については、担任をはじめとする教職員や

スクールカウンセラーが

日常の観察や

子どもや保護者との対話等を通じて把握に努め、校長はもとより教職員で情報共有しています。

状況により、学校、教育委員会、

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、

子ども家庭支援センターなどの関係者が集まり、

ケース会議を開いて、具体的な対応を行う場合もあります。

また、子どもの生活状況や校外での

【後頁へ続く】

古田 しのぶ

公 明

個人

十一

【前頁から続く】

交友関係についても、

教職員やスクールカウンセラーが

学校での生活の様子から、

子どもの気になる様子を捉え、

スクールソーシャルワーカーにつなぐとともに、

地域に住む民生・児童委員や、

主任児童委員などに協力を仰ぎ、

子どもの状況を把握するよう努めています。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

ア 子どもの貧困対策について

(ウ) 日本で親の所得が百二十二万円未満の貧困状態にある子どもは全体の十六・三パーセント、本年1月現在、北区の十五歳以下の十六・三パーセントは五千五百四十三人となるが、北区の家庭の経済状態の目安となる、就学援助を受けている子どもの人数と考え合わせると、貧困状態にある子どもはどのくらいいるのか。

古 田 し の ぶ	公 明	個 人	十 一
-----------	-----	-----	-----

一 (二) ア (ウ)

次に、学齢期から青年期の支援のうち、

貧困状態にある子どもの数にかんする

ご質問にお答えします。

ご案内いただいた十六・三パーセントという数値は、厚生労働省が全国を対象に調査、集計したもので、自治体ごとの数値は公表されておりません。

なお、

北区の義務教育期間中の生活保護受給者数は、

平成二十七年五月一日現在、三百五十三人、

平成二十六年年度の就学援助認定者数は、

四千四百六十九人となっております。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない 子ども・若者の支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

ア 子どもの貧困対策について

(オ) 足立区では、授業内容の理解度が不十分な小学生には個別学習指導を行い、中学生には生活面から支援し適切な学習環境の構築を手助けする「指導員」を置いている。

また豊島区では、NPO法人の「夜の児童館」や「子ども食堂」「おはようバナナ」などの取り組みがある。

北区でも、NPOや民間団体と協働し、子どもの心に寄り添い、学習意欲の喚起や居場所づくりを含む学習支援、食習慣の維持などが必要だと思いが、今後の取り組みを聞かせてほしい。

古 田 し の ぶ	公 明	個 人	十 一
-----------	-----	-----	-----

一 (二) ア (オ)

次に、学習支援などの今後の取り組みについては、子どもたちへの学習支援事業につきましても、事業内容や実施体制のほか、事業の効果や課題、今後実施する自治体へのアドバイスなどを取りまとめた実践事例集が厚生労働省を通じて提供されています。

本年度は、こうした先行事例も参考としながら、検討を進めてまいります。

区といたしましては、まずは、学習支援に着手すべきと考えており、食習慣の維持などにかんする取り組みにつきましては、実施主体を含め、今後、研究をしてまいります。

古田しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない子ども・若者の支援のために

(一) 学齢期から青年期の支援について

ア(カ) 貧困家庭の多くはひとり親家庭であるが、
 居宅訪問型保育事業、日常生活支援事業等による
 子育て支援、子どもが気軽に相談できる児童
 訪問援助員の派遣などにより、ひとり親家庭を
 支えていくことを問う。

※①居宅訪問型保育事業とは、子ども子育て支援新
 制度において市町村による認可事業(地域型保育事業)
 と位置づけられ保育を必要とする子どもの居宅にて行
 う事業(北区は未実施)

②母子家庭等日常生活支援事業とは、母子家庭・父子
 家庭等が修学や疾病等により一時的に家事援助・保育
 等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員等
 を派遣して児童の世話をを行う。(北区は未実施)

【後頁に続く】

古田しのぶ

公明

個人

十一

【前頁に続く】

③ 児童訪問援助事業とは、ひとり親家庭生活支援事業の一事業でひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により不安定な状況にあり、気軽に相談できる児童訪問援助員を家庭に派遣し、児童の悩みなど生活面の支援を行う。(北区は未実施)

古田しのぶ

公明

個人

十一

一(二)ア(カ)

次に、居宅訪問型保育事業などにより、ひとり親家庭を支えていくことについてです。

ひとり親家庭は、経済面の課題、

児童の養育や健康面の不安など

生活の中に多くの課題を抱えています。

またひとり親家庭の児童は親との死別、

離別という事態に直面し、心のバランスをくずし

精神的にも不安定な状況にあります。

こうした家庭に対して、

様々な支援が重要であることは認識しております。

【後頁に続く】

古田しのぶ	公明	個人	十一
-------	----	----	----

【前頁から続く】

北区では、ひとり親家庭に対しても

緊急時のひとり親家庭家事援助者派遣事業、

多様な子育てニーズに対応する

ファミリー・サポート・センター事業、

保護者の病気や出張など

一時的に子どもを養育することが困難になった

家庭をサポートする子どもシヨートステイ・

子どもトワイライトステイ事業、

子どもの養育が不安な家庭に対して

家事支援・育児支援のヘルパーを派遣する

養育支援訪問事業など

様々な事業を活用して関係機関が連携して、

適切な支援を進めています。

ご提案の事業につきましては、

ひとり親家庭への施策全体を考える中で

研究してまいります。

古田しのぶ

公明

個人

十一

一切れ目のない子ども・若者支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

ア(キ) 婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用について、保育料に適用されるが、その他の制度にも拡充するための検討を求める。

【要旨】

「子どもの貧困対策法」「生活困窮者自立支援法」が施行され、子どもの教育、保護者と子どもの生活、保護者の就労支援を柱として、教育委員会、児童福祉、母子保健、就労等の関係機関によるネットワーク構築が検討されている。婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用について、保育料に適用されることになり評価するが、その他の制度にも拡充するための検討を求める。

一(二)ア(キ)

次に、婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用の他制度への拡大について、お答えします。

北区では、保育料における寡婦控除のみなし適用について、本定例会でご提案している

「北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例」の施行規則において、改正する予定です。

他の制度への適用、例えば「区立幼稚園の保育料」「学童クラブ育成料」

「私立幼稚園保護者負担軽減補助事業等」に対する婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用についても、負担軽減の観点から、関係課による連絡会で検討をしています。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一切れ目のない、子ども・若者支援のために
- (二) 学齢期から青年期の支援について
- イ キャリア教育

【要旨】

いわき市の小中学生は、総合的な学習の時間にリアルに再現された「街」の中で社会の仕組みや経済のはたらきを体験学習する。

品川区の全小中学校で

経済活動体験、将来設計学習を行い、社会で求められる能力を本物に近い環境の中で育んでいる。

北区でも

充実したキャリア教育を求めるが、いかがか。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一(二)イ

次に、キャリア教育の充実について
お答えします。

いわき市や品川区で実施されている体験学習は、
自分の意思で進路選択や将来設計ができる
主体性や自立を育む活動であると認識しています。

区では、キャリア教育の充実を、

北区教育ビジョン二〇一五に位置づけ、
中学校二年生を対象とした五日間の職場体験学習や
東通村での職場体験学習を推進しています。

加えて、明桜中サブファミリーにおいては、
キャリア教育の視点を盛り込んだ授業の指導案を
小中学校の教員が共に検討して作成し、
それに基づいた授業を実施することにより、
九年間を通して、子どもたちに、
主体的に、

【後頁へ続く】

古田 しのぶ

公明

個人

十一

【前頁から続く】

進路選択や将来設計を行うことができる力などを
育成しています。

今後は、これらの成果を区全体に発信するなど、
キャリア教育の一層の充実に取り組んでまいります。

古田しのぶ

公明

個人

十一

一切れ目のない子ども・若者支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

ウ 中学卒業後から三十代までの若者に責任を持つ「若者支援窓口」を設置することについて、区の見解を問う。

【要旨】

「北区くらしとすごとの相談センター」に加えて、中学卒業後から三十代までの若者に責任を持つ「若者支援窓口」を設置し、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用など、地域の様々な機関とネットワークを構築し、包括的、専門的、継続的に支援する場所、居場所、学びなおしの場所にすることが必要と考えるが、区の見解を問う。

一(二)ウ

次に、中学卒業後から三十代までの

若者の支援窓口の設置について、お答えします。

東京都では、「若ナビ」という十八歳以上の若者を対象とした無料相談窓口を設置しています。

ここでは、人間関係の不安や孤立など、

どんな悩みでも電話や、メール、面接により、

相談に応じ、必要があれば、

カウンセラーなど専門相談の案内も行っています。

ご提案の地域の様々な機関とネットワークを構築し、包括的、専門的、継続的に支援する場所、学びなおしの場所である「若者支援窓口」の設置については、先進自治体の取組事例などを参考に、研究してまいります。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一切れ目のない、子ども・若者支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

エ 子ども・若者の健康を守るため

(ア) 喫煙防止、飲酒防止教育

【要旨】

学校において、

さらに充実した喫煙防止、飲酒防止教育を

保護者も巻き込んで行うことについて、

見解を聞きたい。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一(二)エ(ア)

次に、学校における喫煙防止、

飲酒防止教育についてお答えします。

大人による喫煙や飲酒がもたらす

子どもたちへの害を防止するためには、

保護者や地域の人たちの

協力が不可欠です。

各学校では、セーフティ教室等を通して、

保護者や地域の方にも、

飲酒や喫煙の害等について学ぶ授業を公開したり、

授業後、懇談を実施し、

飲酒防止や喫煙防止について

ともに考える場を設けたりしています。

今後、保護者会や

学校だより、保健だより等を通じて、

子どもたちの健康の保持のため、

保護者や地域の人たちに協力を求めてまいります。

古田

しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために

(二) 学齢期から青年期の支援について

エ 子ども・若者の健康を守るために

(イ) 子どもたちをタバコから守るために、区内の公園、公共施設、飲食店での敷地内禁煙を行うことについての見解は。

古田しのぶ

公明

個人

十一

一(二)エ(イ)

次に、子どもたちをタバコから守るために区内の公園、公共施設、飲食店での敷地内禁煙を行うことについてです。

健康増進法に基づき、国及び東京都の通知では、多数の者が利用する公共的な空間は、原則

全面禁煙とすべきであるとともに、全面禁煙が極めて困難な場合は、

当面、施設の態様や、利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとしています。

これを受けて、北区では、

「区立施設における禁煙・分煙化基準」に基づき、施設管理者が禁煙・分煙を行っています。

公園については、特に受動喫煙防止の配慮が必要な 児童遊園及び遊び場の灰皿はすべて撤去しています。

(後頁へ続く)

古田しのぶ

公明

個人

十一

(前頁から続く)

なお、飲食店についても、

健康増進法の対象施設ですが、

飲食店により、考え方は様々です。

今後、国や東京都、他区の動向を見守り、

必要な対応をとってまいります。

古田 しのぶ

公明

代表・個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために
- (二) 学齢期から青年期の支援について
 - エ 子ども・若者の健康を守るため
 - (ウ) 指定喫煙場所の環境改善について
 - (エ) 路上喫煙禁止地区の拡大について

古田 しのぶ

公 明

個 人

十 一

一―(二)―エ―(ウ)・(エ)

次に、指定喫煙場所の環境改善についてです。

区では条例により、路上喫煙等による火傷等の被害、吸い殻の散乱を防ぐため、区内全域で歩行、移動中の喫煙とポイ捨てを禁止しています。

特に、人通りの多い赤羽・王子・田端駅周辺は、立ち止まったの喫煙も禁止する路上喫煙禁止地区とする一方、指定喫煙場所での喫煙をお願いしています。

指定喫煙場所の環境改善については、他都市の事例など研究していくとともに、これまでどおり、喫煙マナーの向上と地域美化を推進してまいります。

また、条例で規定する必要がある路上喫煙禁止地区の拡大については、関係する町会・自治会、地域の皆さまなど幅広い合意形成が必要と考えています。

今後も、国・東京都の動向を踏まえ、子ども・若者の健康を守る視点から引き続き努力してまいります。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

- 一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために
- (二) 学齢期から青年期の支援について
- エ 子ども・若者の健康を守るために
- (オ) 妊婦の夫の禁煙のサポートについて

【要旨】

妊婦だけでなくパートナーにも妊娠及び授乳期における飲酒や喫煙の子どもへの影響を周知し、妊婦の夫の禁煙もサポートすることについて。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一(二)エ(オ)

次に、妊婦の夫への禁煙サポートについてです。

妊婦の喫煙のみならず、

夫や家族の喫煙は胎児や乳幼児の健康に

大きな影響を及ぼします。

胎児の時から、子どもをたばこの害から守るため、

「ママパパ学級」や

「パパになるための半日コース」等の機会をとらえ、

妊娠中の喫煙防止や親の禁煙教育に取り組むとともに、

乳幼児健診など母子保健事業や

子育て支援事業を通じて

保護者への禁煙の理解と協力を求めてまいります。

古田 しのぶ	公明	個人	十一
(質問の事項及び要旨)			
一 切れ目のない 子ども・若者の支援のために			
(二) 学齢期から青年期の支援について			
エ 子ども・若者の健康を守るために			
(カ) 成人式での血液検査や食育啓発、三十歳からの節目検診と行うことについて。			

古田 しのぶ

公明

個人

十一

一 (二) エ (力)

次に、成人式での血液検査や食育啓発、

三十歳からの節目検診についてです。

ご紹介のありましたとおり、喫煙や飲酒は

青少年の健康に大きな影響を与えます。

第二次の北区ヘルシータウン21（にじゅういち）

では、「次世代の健康」の項目を設け、

学齢・青年期のたばこや

アルコールに対する取り組みを行うとしており、

時期をとらえ禁煙やアルコールの弊害の啓発、

栄養や食生活に関して正しい知識の習得と

個々人に適した健康的な食生活を実践できるよう

周知を図ってまいります。

三十歳からの節目検診につきましては、

研究課題とさせていただきます。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 安心な教育環境のために

(一) 学校での食物アレルギー対応

- ア. 食材の選定や献立作成上の留意点について
- イ. デザートを食べることが出来ない子どもへの配慮について

【要旨】

食物アレルギーによる学校事故の再発防止に向け、文科省では「学校給食における食物アレルギー対応指針」や研修用DVDなどを作成し、講習会も増やした。

食材の選定や献立作成上の留意点について教えてください。

子どもたちが楽しみにするデザートなどは、アレルギーで食べることが出来ない子どもたちが寂しい思いをしないよう配慮をお願いしたいが如何でしょうか。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

二（一）ア・イ

次に、安心な教育環境のために にかんする
ご質問に順次お答えいたします。

はじめに、学校での食物アレルギー対応に
かんする質問です。

食材の選定や献立作成上の留意点ですが、
学校給食は、アレルギー対応として、
原因食物を取り除いた除去食で対応しています。

調味料等についても原材料を必ず調べて原因食物が、
含まれていないことを確認して使用しています。

デザートを食べることが出来ない
子どもへの配慮につきましては、
アレルギーの子も食べられるメニューの
開発や充実について
学校栄養士会と協議してまいります。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 安心な教育環境のために

(一) 学校での食物アレルギー対応

ウ. アレルギーを持つ児童が持参する

弁当の管理について

【要旨】

アレルギーによって給食提供が難しい場合、家庭から弁当を持参することになる。

その場合、安全で衛生的に保管できるよう、夏期の高温時はもちろん、教室移動で教室が無になるときもあるのです、職員室等の冷蔵庫で保管できるよう要望するが如何か。

古田 しのぶ

公 明

個 人

十一

二(一)ウ

次に、アレルギーを持つ児童が持参する
弁当の管理についてです。

アレルギーをもつ児童の給食は、
原因食物を完全除去して提供していますが、
原因食物の種類が多くて除去しきれない場合は、
保護者と相談のうえ、
お弁当の持参をお願いしています。

梅雨時から夏場にかけてのお弁当の持参については、
取り扱いに十分な注意が必要となりますが、
弁当の管理については学校と保護者が
面談して決めています。

保護者の方も保冷材を使用するなどの
対応をとられているとは思いますが、
学校においても安全確保に努めるよう
注意喚起してまいりたいと考えます。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 安心な教育環境のために

(一) 学校での食物アレルギー対応

エ 担任以外の教職員や学童クラブ、放課後子ども教室などのスタッフへの情報共有やエピペン研修の状況について

【要 旨】

食べ物を扱う授業や活動、運動によって誘発されるアナフィラキシーへの配慮が必要だが、担任以外の教職員や学童クラブ、放課後子ども教室などのスタッフへの情報共有やエピペン研修の状況はどうなっているか。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

二(一)エ

次に、担任以外の教職員や学童クラブ、放課後子ども教室などのスタッフへの情報共有やエピペン研修の状況についてです。

小中学校においては、担任以外の教員についても情報共有を図るとともに、養護教諭や学校医と連携してエピペン研修等も実施しています。

学童クラブや放課後子ども教室などでは、登録の際にアレルギーの有無を記載しています。

また、スタッフ研修として実施する消防署の救急救命士による講習や職員研修のなかでエピペンの使用方法を学んでいます。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

二 安心な教育環境のために

(二) 学校の通学区域とサブファミリーについて

【要 旨】

北区では、学校ファミリーを基盤として義務教育九年間を通して一貫した学習指導や生活指導を行い、児童生徒の育成をめざす小中一貫教育を推進している。

しかし、三十七の小学校のうち七校で、指定される中学校が地域によって異なる状況がある。

例えば十条富士見中サブファミリーの王子第二小学校の通学区域には、王子桜中や滝野川紅葉中に指定される区域がある。

教育委員会として、小学校と中学校でファミリーが変わることについてどのような認識があるのか。

このようなサブファミリーのずれを解消すべく、通学区域の見直しを考えることについて、教育長の見解を問う。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

二(二)

次に、学校の通学区域とサブファミリーについてお答えいたします。

本年三月に策定した北区教育ビジョン2015では、重点施策のトップに「地域と一体となった教育の推進」を掲げ、「サブファミリーによる特色ある教育の推進」や「将来を見据えた小中一貫教育の推進」を進めているところです。

通学区域については、これまでの様々な経緯から議員ご指摘のとおり、一つの小学校の学区域を複数の中学校の学区域が跨いでいる例もあります。

そのため、サブファミリー以外の中学校が指定校になった場合は、指定校変更を可能としているところです。

(次頁へ続く)

古田 しのぶ

公 明

個 人

十 一

(前頁から続く)

通学区域の見直しについては、
地域の方々や関係団体及び保護者の理解も
不可欠となりますので、適切な時期をとらえて、
協議する場の設定に努めたいと考えます。

古田しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域の諸課題について

(一) 北王子支線跡地について

【要旨】

今後の整備計画をお示しく下さい。

歴史が分るようなものを作ってほしいとの声もあるが、整備にあたって、区民の声をどのように聞いているか。

現在、引き込み線を挟んで道路が両側通行となっているが、道が狭く、ガードレールがない。子ども、高齢者、自転車が通行できるよう跡地整備に合わせ、地域や警察と十分協議していただきたいが如何か。

古田しのぶ

公明

個人

十一

三(一)

次に、地域の諸課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、北王子支線跡地についてです。

中期計画では、北王子支線の跡地について線路用地を鉄道の面影を残し観光に資するような遊歩道として整備することとしています。

区といたしましては、

早期に整備に着手できるよう引き続き、用地の取得に向け、JR貨物と協議を行ってまいります。

なお、整備にあたりましては、

通行の安全に配慮し、地域や警察など関係機関と十分協議してまいります。

古田 しのぶ

公明

個人

十一

(質問の事項及び要旨)

三 地域の諸課題について

(二) 王子五丁目の公共施設の利活用について

ア 旧桜田中学校跡地の給水所及び

上部スペースの利用について

イ 旧桜田小、旧教育相談所、旧郷土資料館の活用について

【要旨】

旧桜田中跡地は、都の給水所として整備されるが、これによって災害時に確保できる水は、何人分の量になるか。また、オープンスペースについて、区民から少年野球やサッカーなどスポーツができる場所や防災公園の要望がある。地域と話し合いながら決めてほしいが、今後いつまでにどのように決定していくのか。

また周辺の旧桜田小、旧教育相談所、旧郷土資料館の活用計画はどうなっているか。地方創生も踏まえ、まちのあり方を学び公募するなど、地域の方々が楽しみにできるようなまちづくりを希望するがどうか。

古田 しのぶ	公明	個人	十一
--------	----	----	----

三(二)ア・イ

次に、王子五丁目の公共施設の利活用についてお答えします。

初めに、旧桜田中学校跡地に整備する給水所と上部利用についてです。

東京都からは、給水所を整備する際に災害時に使用できる応急給水施設についてもあわせて整備することや、

配水池の容量は、五万立方メートル、給水人口は、約二十五万九千人と聞いています。

災害に備えた給水所の確保水量は、配水池の容量の三分の一程度とされており、

また、上部利用につきましては、学校施設跡地利活用計画に基づき

地域の皆さまの要望もふまえ

平常時はスポーツあるいは区民の皆さまの憩いの場、

【次頁に続く】

古田 しのぶ

公明

個人

十一

【前頁より続く】

災害時は給水拠点のある避難場所としての機能を担う施設として整備を検討してまいります。

配水池の上部であり、設計上

様々な制約を受けることが予想されますので、今後、時期も含め水道局と詳細な協議を重ね、上部利用の概要を決定していく予定です。

今後、地元の区民の皆さまに対しては、機を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、旧桜田小学校、旧教育相談所、旧郷土資料館の活用についてです。いずれの施設も現在、暫定活用をしておりますが、

本格活用に向けては、学校施設跡地利活用計画や区の課題への対応の検討とともに、都市再生機構との十分な調整を図ることが必要と考えています。

また、地域の皆さまからの

意見聴取の方法については、今後検討してまいります。